

令和6年第3回西郷村議会定例会

議事日程（4号）

令和6年9月11日（水曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-------|-------|-----------|---------------------|
| No. 7 | 2 番 | 須 藤 正 樹 君 | （P 1 2 5 ～ P 1 2 9） |
| No. 8 | 1 1 番 | 鈴 木 勝 久 君 | （P 1 3 0 ～ P 1 4 5） |
| No. 9 | 1 番 | 小 澤 佑 太 君 | （P 1 4 6 ～ P 1 5 3） |

・出席議員（１５名）

１番 小澤 佑太君	２番 須藤 正樹君	３番 山崎 昇君
４番 鈴木 昭司君	６番 鈴木 修君	７番 君島 栄一君
８番 鈴木 武男君	９番 河西 美次君	１０番 真船 正康君
１１番 鈴木 勝久君	１２番 藤田 節夫君	１３番 上田 秀人君
１４番 大石 雪雄君	１５番 矢吹 利夫君	１６番 真船 正晃君

・欠席議員（１名）

５番 大竹 憂子君

・地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋 廣志君	副 村 長	真船 貞君
教 育 長	秋山 充司君	会計管理者兼 会 計 室 長	仁平 隆太君
参事 兼 総務課 長	田部 井吉行君	企画政策課長	関根 隆君
財 政 課 長	渡部 祥一君	防 災 課 長	木村 三義君
税 務 課 長	須藤 隆士君	住民生活課長	池田 早苗君
福 祉 課 長	相川 佐江子君	健康推進課長	高野 則子君
環境保全課長	今井 学君	産業振興課長	相川 哲也君
建 設 課 長	添田 真二君	上下水道課長	相川 晃君
学校教育課長	緑川 浩君	生涯学習課長	黒須 賢博君
農業委員会 事務局 長	鈴木 弘嗣君		

・本会議に出席した事務局職員

参事 兼 議会事務局 長 兼 監査委員 主 任 書 記	和 知 正 道	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐 川 典 孝
議会事務局 庶務係 長	金 田 百 合 子		

◎開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎欠席者の報告

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君から、通院のため本日の会議を欠席する旨、西郷村議会会議規則第2条による届出がありました。

以上、ご報告をいたします。

◎一般質問

○議長（真船正晃君） それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め、1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は、西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第7、2番須藤正樹君の一般質問を許します。2番須藤正樹君。

◇2番 須藤正樹君

1. 带状疱疹について

2. 図書室について

○2番（須藤正樹君） おはようございます。2番須藤正樹です。

通告に従い、一般質問をいたします。

まずはじめに、带状疱疹について。

以前にも、真船議長、藤田議員も一般質問しておりますが、带状疱疹についてお話しします。

带状疱疹は、水ぼうそうウイルスによって引き起こされる感染症です。一度水ぼうそうにかかると、ウイルスは体内に残り、免疫力が低下した際に再活性化し、神経に沿って帯状に発疹を起こす病気です。大変痛く、つらい症状です。

そこで、村内での带状疱疹の予防啓発について伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） 2番須藤議員の質問の1、带状疱疹について。予防啓発活動についてお答えいたします。

带状疱疹は、ワクチン接種による予防の有効性が確認されておりますが、現在、带状疱疹ワクチンは、予防接種法に基づかない任意の接種となっております。ご本人の希望により受けるものでありますので、村において接種の勧奨や啓発活動は行っておりません。

村民から問合せや相談があった場合におきましては、症状やワクチン接種の効果、副反応などを説明することで、必要となる情報を丁寧に提供しております。

○議長（真船正晃君） 2番須藤正樹君の再質問を許します。

○2番（須藤正樹君） 予防接種ワクチン、ワクチンには2種類ありまして、生ワクチンや不活性化ワクチンが有効とされております。いずれも任意接種で、生ワクチンはおよそ1万円、不活性化ワクチンはおよそ4万4,000円の自己負担が必要となっております。自己負担は大変高額で、個人の負担には大変負担が大きいのと思います。

そこで、次の質問の医療体制の整備について。带状疱疹に対する治療体制は、どのようなになっているか伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） 带状疱疹は加齢がリスクとされており、50歳代後半で罹患率が高くなり、ピークは70歳代とされております。

治療につきましては、抗ウイルス薬により、痛みの期間の短縮、発疹の発症の抑制、皮膚の症状の治療を促す効果が得られます。重症となりますと、入院治療が必要となりますので、発症した場合や発症が疑われる場合は、速やかに医療機関を受診していただくことが望ましいとされております。

○議長（真船正晃君） 2番須藤正樹君。

○2番（須藤正樹君） 50歳ぐらいからリスクが高くなるということで、会社では重要な立場の人も多くいると思います。そのような人が仕事を休まれると、会社にとっては大変な痛手だと思います。先日も、バイオリニストの葉加瀬太郎氏も、带状疱疹が原因で顔面麻痺になるラムゼイ・ハント症候群という病気を患いました。すぐに原因が分かれば、治りも早くなると聞きます。

そこで、村の支援について伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

現在、带状疱疹ワクチンは、予防接種法に基づかない任意の接種となっており、ご本人の希望により受けるものでありますので、村において、接種の推奨や啓発活動などは現在行っておりません。

支援の提供に関するご質問であります。带状疱疹ワクチンの助成につきましては、過去の議会においても、他の議員からも一般質問をされております。過去の一般質問に対しては、国において定期接種化に向けた動きがあるため、その動向を見ながら、総合的に判断してまいりたいと答弁してまいりました。

その後の状況としまして、令和6年6月に、厚生労働省の厚生科学審議会であるワクチン評価に関する小委員会において、ワクチンの安全性・有効性の観点から、ワクチンを定期の予防接種に用いてよいとされ、引き続き予防接種基本方針部会において議論を進めることとなり、定期接種化に向けた動きがさらに具体的になってきております。

また、厚生労働省の行ったヒアリングによりますと、ワクチンの提供体制に関して、令和7年4月から、定期接種に位置づけたとしても対応できるといった意向が、ワクチン提供各社から示されていることとなっております。この動向から、定期化が早々

に行われるものと考えており、定期化接種に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 2 番須藤正樹君。

○2 番（須藤正樹君） 国も带状疱疹の予防接種が具体的になり、早い段階で行われればいいと思います。そうなれば、接種の推奨や啓発活動も行われていくと思います。

そこで、再質問します。

村独自の支援を行うつもりはないか、村長に伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 須藤議員のご質問にお答えいたします。

先ほど課長の答弁のとおり、国の定期接種化の動きが具体的になってきておりますのは、安全性や有効性といったワクチンに対する信頼感が増してきているものと思っております。带状疱疹の発症や重症化の予防という目的を考えますと、村として、先行してワクチン費用の助成制度を設けることのメリットを認識しているところであります。

ワクチン接種については、これまで白河医師会や西白河管内市町村と足並みをそろえて行っているところでありまして、それらを考慮し、さらに総合的に勘案し、まずは令和7年度実施に向けた準備を進めてまいります。

なお、国の定期接種化の動きに遅れが見られた場合においても、村として早期に必要な支援を行えるよう、西白河管内市町村とも連携しながら、前向きに進めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 2 番須藤正樹君。

○2 番（須藤正樹君） ありがとうございます。

国が遅ければ、村で支援していただけるという思いがあります。白河医師会や西白河管内、西白河市町村との絡みもありますが、やはり西郷村から発信して、引っ張っていくという思いを強く持ってほしいと思います。早い決断で実行できれば幸いかと思いますので、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

図書室についてです。図書室の利用状況について伺います。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒須賢博君） 2 番須藤正樹議員の一般質問にお答えいたします。

議員のおただしのありました西郷村中央公民館図書室の過去5年度分の利用者数及び貸出数についてご説明いたします。

利用者数につきましては、令和5年度は1,607名、令和4年度は1,736名、令和3年度は2,203名、令和2年度は1,566名、令和元年度は1,776名でした。貸出数につきましては、令和5年度は6,368冊、令和4年度は6,732冊、令和3年度は8,101冊、令和2年度は6,215冊、令和元年度は6,486冊でした。

以上です。

○議長（真船正晃君） 2 番須藤正樹君。

○2 番（須藤正樹君） 月 1 5 0 名ぐらいですね。多いのか少ないのか、ちょっとほかの町村を調べていなかったの、すみません、そのぐらいです。

それでは、蔵書の充実について伺います。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒須賢博君） 須藤議員の一般質問にお答えいたします。

蔵書数につきましては、令和 5 年度末時点での総蔵書数は 3 万 2, 3 6 2 冊です。

うち、議員よりおただしのありました子ども向けの書籍、いわゆる児童書及び絵本の蔵書数は 1 万 1, 9 6 1 冊で、総蔵書数の 3 分の 1 以上を占めております。また、地域に関する資料、いわゆる郷土民俗資料の蔵書数は 3, 4 2 4 冊です。

なお、子ども向け書籍の令和 5 年度の貸出数は 3, 7 2 3 冊であり、総貸出数の約 6 割を占めており、ニーズの高い分野となっているため、そのニーズに応えるべく、購入図書を選定を行っております。

次に、資格取得に向けた参考書等の専門書につきましては、現状、蔵書数は比較的小さい状況にあります。今後、棚等のスペースも考慮しながら、利用者数の増加を図るためにも、購入等を検討していきたいと考えております。

また、図書室では、利用者のニーズに応えるべく、村に蔵書のない図書を村外の図書館から村で一時借用し、利用者へ貸出しする相互貸借制度、また、利用者が読みたい本を村に対し申請いただき、そのご希望を基に購入し貸出しするリクエスト制度がございます。これらの制度の活用により、各種図書の充実を図ることも可能となっております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 2 番須藤正樹君。

○2 番（須藤正樹君） 蔵書の充実についてお答えいただきました。

村民のニーズに応じたものになっているかという質問の答えも中に含まれていて、あと、村民の資格取得に向けた参考資料の充実というのにもお答えいただいております。

これから西郷村、大切なのは人づくりだと思っております。西郷村で働いている村づくり、西郷村の企業も素晴らしい企業がたくさんあります。そこで働く能力を図書室で勉強できるという方向もありますし、現時点で、学校とか高校とか、学校へ行っていない子どももいて、そこで勉強したいけれども、どこで勉強するかという部分も、図書室を利用して十分に勉強してもらって、後々、この西郷村で働いていただきたいなという思いを強く思っております。

また、資格が取得できる本がたくさんあれば、西郷村に来れば資格が取得できる本がたくさんあるぞという方向に持って行って、特化した図書室にしていければ、ちょっとアピールにもなるかなと。文化センターも、利用者が多くなれば、素晴らしいものになるのかと思います。

そこで、今後どのように運営するのか伺います。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒須賢博君） 議員のおただしの今後の図書室の運営につきましては、利用者のニーズに応えるとともに、新たな利用者も増やせるよう、引き続き取組を図ってまいります。

ご存じのように、白河市には大きな図書館があり、西郷村民もそこで借りることはできますが、やはり村で本を借りて読む、村の図書室で学習するということは、村の人づくりにも結びつきますので、利便性の充実についても進めてまいります。

また、役場新庁舎完成後の文化センター活用の検討、それに伴う文化センター内の整備の一環として、利用しやすい図書室の整備・運営についても検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 2 番須藤正樹君。

○2 番（須藤正樹君） ありがとうございます。

文化センターの利用、これと、あと図書室の使い方、こういうやつも、今後大いにアピール、どういうふうに使っていいか、使いたいいけれども使い方が分からないという人も中にはいると思いますので、こういうことをアピールしてもらえばいいかなと思います。

再質問で、最後に教育長に、今後の西郷村の図書室の在り方や将来展望などがありましたら、その答えを伺います。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 2 番須藤正樹議員のご質問にお答えいたします。

今後の西郷村の図書室の在り方や将来の展望ということでございますが、私としまして、今後、文化センターのこれからの改修等も含めまして、今後、図書室を整備するに当たって、学びの場づくりということにとどまらず、展示室や文化・歴史などの村の文化面における学びの場の整備ということもしていきたいと。そして、内容も充実を図って、学びの拠点となるような文化センターにしていきたいというふうな考えを持っております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 2 番須藤正樹君。

○2 番（須藤正樹君） そうですね、今後の西郷村の勉強したい子どもとか、これから仕事をする人らの望みになれるように、文化センターも発展していければいいと思います。

早いですけれども、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（真船正晃君） 2 番須藤正樹君の一般質問は終わりました。

次に、通告第 8、1 1 番鈴木勝久君の一般質問を許します。1 1 番鈴木勝久君。

◇ 1 1 番 鈴木勝久君

1. 環境保全の取り組みについて

○ 1 1 番（鈴木勝久君） 1 1 番鈴木勝久です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、環境保全の取り組みについてでございますが、今朝テレビを見ていましたら、大宰府で猛暑日 5 2 日間というのが入ってきました。今、世界規模で、環境、気候変動、これが世界的に、あちこちでいろいろな事象が出ております。

まずは山火事、オーストラリアのほうでありました。ハワイのほうでも、すごい乾燥によって、一つの町が 1 日のうちで焼け焦げました。それに干ばつもあり、気候変動によっていろいろな事象が起き、これにより、世界的にでも、1 8 8 9 年でしたか、リオで国際会議が開かれました、気候変動。

このとき、地球サミットといったか何だか分からないですけれども、環境問題について、まず国際的な規模で、環境についての最初の議題が上がって、日本でその後に、1 9 9 2 年に第 1 回環境基本法が策定されました。そういう流れで、気候変動に対する取組は全国的、日本でもかなり真剣に取り組んできたき嫌いがあります。

それで、前段階で、いろいろな事象を説明しようと思って、相当な量で勉強してきたんです、事象を。ただ、それを言っても始まらないので、重要なやつ、「ネイチャー」に書いてあった、私たちの惑星は気候変動のティッピングポイントにもはや近づいているという、ティッピングポイント、これは何かといいますと、日本語に訳すと転換点、臨界点という言葉でいいます。

環境が生物の個体数を危機的状況に追いやっている、環境変動の科学者の視点に入れるようになったティッピングポイント、すなわち気候に不可逆的な変化を起こす臨界点に、難しい話は、このティッピングポイントというのは本当に覚えておいたほうがいいと思うんですけれども、日本で書いた、今、第 6 次環境基本計画というのが、概要というか閣議決定されたやつにも、プラネタリーバウンダリーというのが言葉で出てきます。

これは、ある限界、境界を超えると、後戻りができない。地球は平衡的なというか、いろんな状況で、いろいろないい均衡を保っているんですけれども、ある状態を過ぎちゃうと戻れないという、そういうのを科学者たちは危惧していて、パリ協定でやった、産業革命後の気温上昇を 2 度以内に抑えましょうという、それがどうも 1. 5 度を達したんじゃないかということで、相当科学者というか、研究者は心配しております。

それで、日本も本気になって、第 5 次、第 6 次環境計画を出して、大変だということで、日本も第 5 次ですから、相当本腰を入れているんですけれども、全然、パリ協定以降、温室効果ガスの削減には、先進国で大分、日本なんかも企業は取り組んでいらっしゃいますけれども、まだまだ目標に達していないと。

皆さんが知っている内容だと、2 0 3 0 年で温室効果ガスを半減しましょう、2 0 5 0 年にはカーボンニュートラルですから、ゼロにしましょうという動きをしていますけれども、パリ協定以降、2 0 1 5 年以降、ほとんど下がっていないんですね。

そういうことで、この辺の話は国会議員がしてくださるんでしょうから、私たちは、我が当村、西郷村ではどうなんだという話で、環境に対して、どのような対応をしているのかという話に持っていきます。

それでは、第1問に入ります。

国は第5次環境基本計画において、環境・経済・社会の統合的向上を求めています。が、当村の取組について伺いますということです。

これ国が、第5次基本計画、概要で出しております。この中に、我が国が抱える環境・経済・社会の課題ということがありまして、環境の課題は、温室効果ガスの大幅排出削減、資源の有効利用、森林・里地・里山の荒廃、野生鳥獣被害、生物多様性の保全などがあります。

もう一つ、2つの一つには、経済の課題としまして、地域経済の疲弊、新興国との国際競争等々が、技術的革新の対応とかあります。

もう一つの3つの抱えている社会的課題としましては、少子高齢化、人口減少、働き方改革とか大規模災害への備えとありますけれども、この課題のうちの環境について、今日は深堀りしていきたいと思います。

それで、ここで我が西郷村も、令和2年7月に西郷村環境基本計画と、このようなものを出して、環境に対する取組を行っているところでございます。ここに村長の顔が載って、大量消費による廃棄物の増加に起因する環境負荷の問題が深刻なものとなってきておりますと疑問を呈しております。

それで、西郷村ではどのような取組をなさっているか、まずお伺いしたいんですが、よろしく願いいたします。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） 11番鈴木勝久議員のご質問にお答えいたします。

国が定めました第5次環境基本計画に関するものでございます。このうち、当村におきましては、福島県が平成25年3月に制定した第4次福島県環境基本計画に基づき、令和2年7月に西郷村環境基本計画を制定したものでございます。これは、既に当村において、平成17年4月に施行されました西郷村環境基本条例の環境の保全に関する施策の基本方針に基づくものとして、作成されたものでございます。

ご質問の当村の環境基本計画において該当している項目としまして、温室効果ガスの排出削減や自然環境の保全等を掲げているところでございます。その具体的な内容につきましては、平成23年度から令和元年度まで実施しておりました住宅用太陽光発電システム設置に関する施設補助事業や西郷村地球温暖化対策実行計画、こちらは事務事業編でございますけれども、こちらを策定しまして、現在の役場庁内における全ての課における電気使用量や燃料使用量などの記録を行い、また公表することにより、省エネルギー、ひいては地球温暖化対策への全庁的な意識づけを行っているところでございます。

また、本年度におきましては、ただいま申し上げました西郷村地球温暖化対策実行計画の地域施策編の策定をするべく、準備を進めているところでございます。

さらに、生物多様性の保全に関しましては、侵略的外来生物、とりわけ特定外来生物であるウチダザリガニの駆除を平成28年度より行い、日本在来生物等の生息域が少しでも保全されるよう、継続して活動が続けているところでございます。

さらには、植物類の特定外来生物駆除につきましても、一部取組を行っているものでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 大ざっぱに説明していただきました。

では、温室効果ガス排出削減、この中で、基準年が平成25年となっております。

令和元年、基準が100となっておりますけれども、温室効果、排出、どのぐらい削減されているか、または削減を目標にしているか、また二酸化炭素排出量をどのように測るか、その辺が分かればお示してください。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） 議員の再質問にお答えいたします。

ただいまいただいた質問は、西郷村環境基本計画の令和2年7月版を基礎とする数字ということで解釈させていただければと思います。

この基本計画の中では、ご質問の平成25年度を100としまして、目標年度を令和7年度としまして、約5%削減する目標を掲げているところでございます。計測の方法でございますけれども、こちらは環境省が示した、ちょっと手元に資料がないので、詳しい名称はお答えできないんですけれども、各市町村ごとの温室効果ガス、役場以外の一般の生活、また、ご質問にもありました各企業の活動等々を含めた削減を、国のほうで取りまとめして公表しているところでございます。

現時点ではないのんですけれども、環境省の公表によりますと、直近の点検年度が2022年度になりますが、基準年度2016年度に比べまして、目標は5%の温室効果ガス削減ということで掲げておりますところ、2022年度時点では25.68%の削減がなされているというのが公表がなされているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これ、国で排出量削減目標をつくります。うちらも自治体でもつくります。

この計算方法なんですけれども、私たちが日頃どのような生活をしてとか、あと車を、例えばガソリン車、ディーゼル車から普通の電気自動車に替えましたと、そういう感じで変わっていくんでしょうけれども、そのとき、この後、次に聞く太陽光の話でもあるんですけれども、太陽光を、例えば1,000町歩といたしますか、1,000町歩までいっていないでしょうけれども、太陽光発電も大分また増えてきているというか、向こうのほうで大分、太陽光も設置されてきて増えてきます。ああいうときに造成して、森林が伐採されます。

そういうのを含めると、例えば太陽光が、あれだけ伐採されて山の木を切られる。そうすると、どのぐらいそこで二酸化炭素が、地中にあったりとか、あと、光合成によって二酸化炭素を酸素に変えたり、そういう部分の差引きというか、そういうので伐採されて、二酸化炭素が排出されたり、車がそういうエコカーというか、そういうのになって替わったということで、西郷村はどれだけ削減したという、排出量ですね。

ある程度、今言われて、温室効果ガス排出、二酸化炭素、メタンとかありますけれども、主に二酸化炭素だと思うんですけども、それが100とした基準で、どのぐらい減ったというのは、そういう細かい、例えば事象として、車が替わったとか、エコカーになったとか、そういう面積が、山が削られたとか、そういうのを計算して、この排出量というのは算出されるのか。その辺は、どのようにして排出量というのは算出されるんですか。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） ご質問にお答えいたします。

申し訳ございません、手元にちょっと資料がございませんので、詳細についてはお答えしかねます。申し訳ございません。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ村が、太陽光に今いきましたけれども、あれだけ村で太陽光が建設されました。25%残せということですから、約1,000町歩にしても750、例えば700だったら、600ぐらいの太陽光発電が建設されました。

メリットもしっかり、償却資産とかで西郷村に法人税として入ってきているのも分かりますけれども、片や二酸化炭素の排出、森林を例えば700町歩切った場合、どのぐらいの排出になるんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） ご質問にお答えいたします。

再度で申し訳ございません、手元に資料がないので、お答えしかねます。申し訳ございません。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 正確には答えは出せないと思うんです。ただ、700町歩を伐採してという話で、地球規模とか、日本全体としてどのぐらいの損失というか、効果があるのか聞きたかったんですね。

なぜか。それは個人的に、どこまでやっていいんだ、もうちょっと進むと、西郷村の村民ができること、後ろのほうに書いてありますけれども、41ページに書いてありますけれども、村民ができることに、温室効果ガス排出量の削減に向けた行動を実践します。徒歩、自転車、公共交通機関の利用によるエコ通勤に努めます。買物にはマイバッグを持参し、レジ袋の削減に協力します。環境に配慮した商品の購入を優先し、過剰包装は断ります等々、十何個のこういう西郷村民にできることといって、村民に対して提案をしておりますが、目標が分からないと、協力はしますよ。でも、ここで一つ疑問なのは、じゃ中国人はしているのとか、二酸化炭素の排出で大きい国は、

中国であったり、インドであったり、アメリカであったり、インドネシアであったり、ブラジルとか。そういうところの7か国が、地球全体の約半数を温室効果ガスとして排出している。そういう情報も、みんなインターネット等々で入ってきますけれども、個人に向けたとき、ああいうところがあんなにいっぱい出しているのに、私たちだけ、こんなこと、何でしなきゃならないのという疑問符もつくと思うんですよ。

だから、西郷村で村民ができることを提案していただいたことは非常にすばらしいことで、本来やっていくべきかなとは私も思いますけれども、途中でばかばかしくなっちゃうんじゃないかなと思うんですけれども、西郷村の村民にできることで挙げていただいた、この目的というのは、やっぱり温室効果ガスを、一番上にかかっている、削減に向けた行動を取るというのが主であるんですけれども、そことの矛盾とか疑問等が湧いてくると思うんですけれども、その辺、村のほうではどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） ご質問にお答えいたします。

西郷村環境基本計画の理念としまして、諸外国のことはちょっと分かりませんが、西郷村の中で、まずできることからやっていこうという中で、指し示したものでございます。

ただ、一般の村民の方に、温室効果ガスの排出量削減、ただ、やみくもにしてくださいというふうなことがあったとしても、そもそも何をしたいか分からないという部分があるので、意識づけの中で環境配慮指針というものを定めさせていただいております。それが、今議員おっしゃったように、温室効果ガス、それから公共交通の利用によるエコ通勤に努めるとか、買物にはマイバッグを持参しという、こういったものが項目として挙げさせていただいているものでございますので、行動指針、配慮指針というような捉え方をさせていただければいいのかなというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 横道にそれましたけれども、続きまして、水の問題です。水というか、河川の問題なんですけれども、この表を見ますと、谷津田川、通称やんた川と言っているんでしょうけれども、やんた川のBODが大変高い数値になっております。この原因は何なんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） ご質問にお答えいたします。

水及び土壌環境という部分の水質検査の項目でございますけれども、ただいまご質問の谷津田川の数値が高いということだったんですが、生物的酸素要求量であるBODが、基準値としてはリットル当たり2ミリグラムが目標でございますが、この年に関しましては、平成30年でございます。谷津田川の一部につきまして、超過したものが2か所ございました。

ただこれ、平成30年の結果でございまして、この後、令和3年までは、通常の基準値以下の値を示しております。ただ、残念ながら、令和4年以降、ちょっと数値を超過しているようなものが見られるようでございます。

考えられる要因としましては、公共下水道の接続をしていない住宅と、また浄化槽等々の維持管理が適切になされない場合、こういったことは起こるのではないかとというふうな専門業者の意見をいただいているところでございます。

ただ、明確に、原因は何かということまでは突き止められておりませんので、今後とも継続して、こちらの調査を続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 続きまして、ここに書いてある、次に自然環境保全地域ということで、自然公園の面積を示したものでございますが、この自然環境保全地域の面積というのは、57.9ヘクタールとありますけれども、自然環境保全地域の面積という自然環境保全地域というのは、何を指しているんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） 質問にお答えいたします。

西郷村の中におきまして、自然環境保全地域、国の部分の日光国立公園の那須甲子地区の部分と、県が指定しております西郷瀬を中心とします保全地域というふうな形で指定されております。

おただしの57.9ヘクタールだったのでしょうか、こちらにつきましては、県指定の自然環境保全地域の面積ということで、西郷瀬を中心とする保全地域の面積でございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 森林に関してと、次に続いているごみの排出量、これに関しては環境リスクのほうでやります。ここを飛ばしまして……飛ばさないでやっちゃうかな。

じゃ、森林と、3番目のごみと水と地下水の問題に、ここ、窒素化合物とか硫黄酸化物をやっても難しいですね。

そうですね、じゃ1番は、おいおいとやっていくと思うので、内々でね。西郷村の環境をよくするために、議員も村民も一緒になって協力しないとできない。その辺を勉強しながら理解してきました。

私たちも、個人としてできること、できるだけ啓発をしながら、私も恥ずかしながら、第5次環境基本計画と今回閣議決定されました第6次基本計画、これ読みましたけれども、非常に内容が難しくはあるんですけども、喫緊にやらなきゃならない。西郷村も、この中に書いてある地方公共団体の責務として、策定実施、実施しなさいという文言が書かれています。この環境基本計画を見ると、本当に大切だなというのが、しみじみ分かってきました。

私が感心しながら、危機感を感じながらというばかりじゃなくて、村民の方々にも、市民というか、国民の方々にも共有していただきたいと思います。さっき言ったティッピングポイントとかという、取り返しがつかない、不可逆的な要素が絡んで、今、一生懸命みんなが、私たちが取り組んでいかなければ、次世代、次の世代に相当なツケが回るような危機感を感じております。

教育長、これ、いっぱい読んで、大変重要だなと思ったんですけども、学校で、環境に関する学習というか、勉強をやっているのかというのは、ちょっとこれ、通告にはないんですよ。ないんですけども、学校ではどのように環境教育というのはなさっているか、なさっていないか、分かりましたら、すみません、よろしく、ちょっとお聞きしたいものですから、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 11番鈴木勝久議員のご質問にお答えします。

環境教育について、各学校ではどのように取り組んでいるのかというご質問かと思えます。

各学校では、環境教育につきましては教育課程の中に位置づけておりまして、それぞれの子どもたちの発達段階に応じて、環境教育に取り組んでございます。小学校では、特に身近な環境ということで、先ほどありました里山のことで、植物の観察、生き物の観察などを行ったり、あるいは阿武隈川や、それから堀川の生き物調査などをしていたり、あるいはビオトープを使っている観察をしております。そういった中で、子どもたちにとって、まず自然に対する気づき、そして考える、そして、これから環境問題にどんどん意識を向けるというふうなことで進めております。

また、中学校におきましては、より広い意識を持って、積極的に地域の環境に関わるという思いで、地域のごみの問題を取り上げて、子どもたち全校で、一中生も二中生も地域のごみ拾いを一斉に行っております。

そういった地域に目を向けるという意識を持たせながら、先日の少年の主張大会もございましたが、その中でも子どもたちの中から、ごみに関わる問題も含めまして、環境に対する意識は、子どもたち、非常に高いものがあるなど、私も感心しております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 私、聞きながら、30年ぐらい前にオーストラリアでは、子どもたちをプールに入れるのに、長袖を着せてプールに入らせているというのを、ちょっと今聞きながら思い出したんですけども、オーストラリアのほうで、オゾン層がフロンガスで一部消失したとか、破壊されたということで、紫外線が皮膚に与える影響が、がんの発生とか、大変悪いという話で、保育園とか小学生に関しては、帽子をかぶって、長袖を着せてプールに入らせているんだというのを、今聞きながら、それが30年近く前です。相当今、進んでおりますので、この次、環境リスクに入りますけれども、そういうリスク回避のためにも、そういう情報をいっぱい入れていた

だいて、子どもたちが健やかに育つように、そういうリスクのほうの危機に対しても相当勉強していただいて、そういうリスク管理していただきたいなと思っております。

次に、環境リスクについて入らせていただきます。

2番ですけれども、環境リスクについて伺いますということでございます。

環境リスクは、水、大気、土壌の環境保全、化学物質の管理、環境を、検討の対策でございます。

これ、環境リスクを考える場合、ここに環境リスクマネジメントとして、取組の事例の問題点について、島崎規子さんが書いているレポートでございますけれども、消費者の環境意識が高まり、グリーン購入や調達が進展していると同時に、環境に対する生産者の責務と環境規制が激しくなり、企業は環境問題や環境リスクに対して対応策を講じなければならない状況にあるということで、環境は地球、地球の生物の大部分ということで、ここで環境リスクとはという話をしています。

これは、非常に難しい、リスクヘッジというか、リスクの問題なので、相当なボリュームであるので、簡単に言えば、どのようなものがあるということと、それをしゃべると難しいので、今回は、森林の再生というか、森林の育成について質問していきたいと思いますので、いいですか。

じゃ、西郷村はこれから、我が当村ではという話しします。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君、一般質問の途中ではありますが、ここで午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

11番鈴木勝久君の一般質問を許します。11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 質問の途中で、ちょっと収拾がつかなくなったので、議長に助けてもらって助かりました。

本来は、1994年、環境基本計画が出されるとき、循環、共生、参加、国際的取組というのが基本理念に入っていて、化学物質等々に関しては、国が環境リスク対策としまして明確に表している。その中のリスクについて、これは非常に難しいんですけれども、考え方。リスクの発生源とかの特定と、それに対する取組、分散、封じ込め等々とか、被害に対する補償、リスクとか、負担をどのようにするかとか、あと、行政的にはどのように対応するか、予見的リスクに対してどのようにするか。それと、個人はどういう選択をしていかなきゃならないとか、個人に一般のリスクの認知についての問題とか、いろいろ書いて、それをとったんですけれども、そのすり合わせは執行部としていなかったの、その辺を質問できなかったため、今、どう

いう質問するかというので、ちょっとぐだぐだになってしまいました。

最後のほうに、じゃ西郷村では、我が当村ではということで、個別に小さい分野に分けて、私が以前から心配していました森林再生というか、山が非常に荒廃している。西郷村の地理的位置づけは、ここは分水嶺になっていて、西白河郡に水を供給していると、水がめであるというのは常に言っていた。それで、森林を守る、森林を管理するというのは、西白河地方森林組合が一手に引き受けてやっておりますけれども、それでは心もとなく、また、個人的に所有している山、県が所有している山、村が所有している山と、国が所有している山がありますけれども、昔の里山は大変きれいで、私たちも山に入って、いろいろ山菜を取ってきたり、そういう思い出がありましたが、今、山が本当に荒廃している。それを危惧して、以前から林業、収林について、林業をなりわいとする人たちが大変減っているの、管理する人の育成に努めてほしいというのが私の願いでありました。

それで、これはある行政区なんですけれども、ある行政区では、豊かな森づくり・木づかい条例を提出したと書いてあります。この内容を読むと、また時間がなくなるので、割愛させていただきますが、このまちでは相当、人を育てる、また地域の木を使って育成とか、担う人とか、また普及啓発に相当な時間、お金、意識づけをしている市がございました。それで、簡単に言いますと、私の村でも、このような条例をつくって山を守っていただきたい、それが私の願いでもありました。

それで、国の政策としましても、森林・林業人材育成対策としまして、「緑の雇用」事業等により新規就業者の確保・育成を図るとともに、森林塾を指導する人材派遣・育成ということで予算づけがされております。また県でも、前も言いましたけれども、森林アカデミーといったかな、林業アカデミーといったかな、福島県でも林業者を育成する、そういう特別な学校までつくってあるんですね。前にしゃべったから、もう4期生か5期生ぐらいになるんですけれども、その資料も持ってきたんですけれども、どこかへいっちゃったから、そういうことで、林業にというか、要は森林を管理していただいて、さっき環境をずっと言ってきましたけれども、水の保水とか、これから自然災害も多うございます、それに向けての取組、西郷村もそろそろ本気になっていただきたいなと思います。

それで、まず、本村の総面積は1万9,232ヘクタールあって、そのうちの森林が1万1,758ヘクタールあって、全体の61%も占めると。それで、民有林は、これちょっと難しくて分からないんですけれども、7,953、ちょっと数字が違うところがあるんですね。人工林なんかも、どっちか分からないんですけれども、2,725ヘクタール。西郷村森林整備計画に基づけば、そういう話なんです。これを、こういう計画にのっとって、これ細かく言いません、言うとか訳分からなくなっちゃうので。

この整備基本計画も、ちゃんと西郷村でもつくっています。ただ、やり手がいなくて、私が意識している感じだと、西郷村は西白河地方森林組合に丸投げしている状態で、林道ですけれども、木を運ぶ道というのを何というんでしたっけ、そういうとこ

ろはちゃんと造って、羽太地区のほうは大分そういう、運搬道とか何かを整備されて、林道、運搬道を整備できて、うまくやっているんですけども、最近、楽翁溪もやっていらっしゃるんですけども、要は地元の西郷村の住民をそういうふうに育ててほしい。これがたつの願いですし、水というか、山を守っていただくために、本気になってやっていただきたいんです。

村の姿勢というか取組、これからどうやっていってくださるのか、森林に関して。その辺を聞きたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまの一般質問にお答えいたします。

これからの取組ということでのご質問でございますけれども、西郷村におきましては、森林保全の取組ということで、令和6年度において、大きく2つの事業を行っているところでございます。

先ほど議員もおっしゃいましたけれども、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の影響で、西郷村では森林所有者の経営意欲の減退や被ばく等への不安により、林業生産活動が停滞し、森林の荒廃や林業、木材産業への影響が懸念されているところでございます。

このような状況に対応するため、森林の所有者に代わりまして、村のほうで森林整備や木材利用を推進するとともに、林業従事者や地域住民の不安を取り除くための対策を講じ、森林・林業の再生を図ることを目的に、ふくしま森林再生事業ということで実施しております。

2つ目の事業といたしまして、放射性物質の影響により、キノコ原木の生産が停止している地域において、キノコ等原木林の再生と、将来における原木の安定供給に向けた広葉樹林の再生を図ることを目的に、令和4年度から広葉樹林再生事業に取り組んでいるところでございます。

直近の実績といたしましては、令和5年度におけるふくしま森林再生事業の整備面積は21.43ヘクタールを実施しておりまして、広葉樹林再生事業におきましては0.63ヘクタールを実施したところでございます。

また、令和元年度から、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境譲与税が創設されました。この森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村において、間伐等の森林整備に関する施策、また人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林の整備、また保全に関する施策に充てることとなっております。

また、村におきましても、令和元年度から譲与されておりまして、令和5年度末基金の残高は、2,142万6,000円となっております。

当面は、ふくしま森林再生事業や広葉樹林再生事業を活用しながら、譲与税につきましては、今後数年間、基金へ積立てを行いまして、ある程度まとまった金額になりましたらば、西郷村地域森林計画に基づき、森林整備等の財源に充てていきたいと考

えているところでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 譲与税を頂いているという話が、収林の話なんですけれども、これをやっている、あれをやっているだけで、育成に関しては全然言っていないですよ。今、西郷村で林業に携わっている方は、何名ぐらいいらっしゃいますか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

2020年の農林業センサスの数値になりますけれども、現在、西郷村の農林業に従事している人数としましては、4経営体でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 2020年で4ケイタイ。ケイタイというのは（不規則発言あり）経営体。じゃ企業ということ。（不規則発言あり）西郷村にあるのが。もう一回質問します。

4経営体ということは、企業があるということなんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

林業の経営体数が4経営体ということでございまして、うち、個人の経営体が3経営体、法人化している経営体が1経営体ということでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） その経営体というのは、そこ何か、林業にだけ使う言葉なの。農業には使わないよね。農業は何戸という戸数でやるよね。（不規則発言あり）分からないけれども、ただ、収林に関して、何か特別に、農業に関しては、いろいろ補助金を使ったり何かして、育成には一生懸命頑張っているんですけども、収林に関して、そのような事業をやっているとは見えません。

今後やっていただけるのかというのが問題なんですけれども、何か作戦というか、方策はないんでしょうか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

林業従事者の育成といいますか、数を増やす取組を、現在何かやっているのかというご質問でございますけれども、現在村のほうで、特段担い手を確保するというような形の事業は行っておりませんでして、先ほど議員のほうから林業アカデミーの話もありましたけれども、そのような学校を通じて、西郷村のほうで林業をやりたいという方がいれば、支援はしていきたいと考えているところでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 林業アカデミーに載っていた、こっちに資料あるんですけども、卒業式に代表者で挨拶した方、西郷村出身の女性の方ですよ。

それはそれでいいんですけども、さっき言った譲与税、これ二重に課税されているんですよ。国が森林環境税を取っていますけれども、その前に県で環境税を取って

いるんですよね。これ、なぜ二重に取っているか。

あと、県と国、使い分けをするのか、一緒に使うのか、福島県の方々はその内容について分からないんですよ。その辺の説明ってなされているのか、また、なぜそういうふうにとられているのかご存じですか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、森林環境税といたしまして、国から1人当たり均等割1,000円徴収されているわけございまして、以前から福島県の森林環境税といたしましても、同額の1,000円が徴収されているわけでございます。

実際、何に使われていたかという話でございますけれども、県の森林環境税のほうにつきましては、学校での森林学習に使ったりですとか、木材を利用した椅子、ベンチなどを公園に設置したりなどして利用しているところでございます。

国の森林環境税につきましては、昨日もお話ししたんですが、森林法の5条森林に該当するところの整備ということで、令和4年度には、上野原地区の日陰対策ということで伐採を行ったところでございまして、またこれは、積み立てて大規模に行うということもできる譲与税になっておりますので、今現在は積み立てる最中でございまして、将来的に計画を立てて使っていくというような形となっております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これ、福島民友新聞。令和6年2月1日に出されたやつです、二重の森林課税。県に問合せをしたら、担当者が、それぞれの税制目的を踏まえ、内容の違いを丁寧に説明していきたいと、ここではおっしゃっているんですけども、丁寧にやっていないんですよね。

だから、その辺は村のほうでも、こういう疑問が、このとき読んだ方々は思っているんじゃないので、その辺の違いとか、何に使われているか、なぜそういう取り方をしたのか、丁寧に皆様にしていただきたいなと思っております。

豊かな森づくり、一生懸命計画を立てて。私、これ見させてもらったんですけども、これではと思うんです。ですから、これ、ここで作ったやつじゃないんですよね。見ると明らかに、誰かよその人が作ったやつを、冊子だけ「西郷村森林整備計画」と書いただけの話で、実効性ある整備計画をつくっていただいて、本当に60%が森林なので、心配しているのは、さっき言った太陽光発電、これにも関わってくるんですよね。

西郷村は緑豊かな源流の里とうたいながら、ずっと通っていくと、両側にとか、山に登ってみると分かるんですけども、きらきら西郷村は光っております。関山に登っても見えるんですよ。ですから、森林再生に力をつけていただきたい。

それで、最近の知見ですと、西郷村は、太陽光発電ですけども、近年、外国資本による森林買収の動きが各地で見られるようになった。そのきっかけが、地下水や水源地を保全するための動きが活発化している。これは、「水は誰のものか」、自治体議会政策学会で自治体に向けて、議会に向けて書いたやつなんです。これは、私がおも

う10年前に読んで、質問して、そのときから問題になっている事象です。それがだんだん、本格的に見える形になってきた。

どの地域もこういうことで、水源地を確保しようということで、各自治体は水源地確保のための条例を制定しています。例えば水源地域保全条例、水源保全条例、水環境保全条例、水源涵養地域保全条例、豊かな森林を守る条例等々、各自治体で出しているんですよ。福島県でも調べてみますと、福島県生活環境の保全等に関する条例、そこで、水に関する保全は第4章で、水環境の保全に関する規則等ということで、3節に地下水等の汚染防止に関する規制等と4節、地下水の採取に関する規則等、要は用水の設備の設置の届出に関するんだから、これは工場だと思うんですけども、そのレベルなんですよ。

我が西郷村は、先ほど何回も何回も言っていますけれども、水源地であって、西郷村の水が西白河郡全域に流れています。森林の保全とプラスして水を守る条例、これも村長には、ぜひとも早いうちにやっていただきたいと思うんですけども、この辺に関していかがなものでしょうか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

水資源、本当に大切なことでありまして、以前にも村としても、水資源に当たる土地の買収もしましたし、今後もそういったことは積極的にやっていきたいと思います。

今ほど、条例の制定ということでありますけれども、これらの条例については、全国3分の1都道府県が条例化しております。村独自の条例化ということでありますけれども、まずもって、福島県へ条例制定を要望していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） なぜしていただきたいと言っているかということ、汲み上げるとか、上下水道課に聞くと、所有権の問題があって、まず270条に、法令の規制内においては、その土地の上下に及ぶということがあって、地下水も自由にできるみたいなことがある。それと、一旦本人の名義になりますと、なかなかそこを覆す、国でも土地所有に関しては、どこで見ればいいんだっけ、忘れちゃった。国会議員も動いていて、今買占めが、日本は円安というののもあって、相当買占めが進んでおりまして、最初はスキー場とか基地周辺だったんですけども、10年前あたりから問題になっていたのは、水を求めてと、さっき言いましたけれども、水を求めてというところが大分多くなってきたので、規制を敷こうというのがあって、岸田さん、岸田さんというのは前、今も総理大臣かな、今、総理大臣は岸田さん。岸田さんとのやり取りが、北神圭朗という方とあって、土地は国際法上の内外無差別の原則に照らして慎重であるという言い方しましたが、何か今、外国の人に土地買っても文句言えないみたいな話になっていて、ぼんぼん買われているんですね。

さっきの財産権の問題もあって、重要土地等調査法というのをつくって、規制はされているんですけども、それでもなかなか、土地は個人的に求められてしまうというのと、財産権の問題で、地下も上も自由にできるというのがあって、福岡県議会で

は意見書を国に、外国人等による土地の取得及び利用の制限をする法の早急な整備を求める意見書というのを出しているところもあるぐらいで、相当ここが問題になっているということでございます。

それで、我が村でも、盛土の一件もありますし、県では難しいところもあるので、もうちょっと独自に勉強して、そういう条例をつくって、村民の命、西郡の命並びに自然環境を壊さないような方法を取っていただきたいなと思っております。

そういうことで、ここは終わりにしたいと思います。

最後の質問に入ります。

地域における資源循環の取組、これも相当広範囲にわたりますので、西郷村の取組として、ごみ問題についてお伺いいたします。

ごみ問題でございます。これも新聞の切り抜きなんですけれども、7月20日、本県ごみ排出ワーストというのは、びりだということですね、ここ何十年か、福島県は、1人当たり県民が排出した1日当たりのごみの量でございます。これが1,021グラムで、富山県と並んで全国ワーストだったということです。これ、3年連続のワーストで、7年ぶりの最下位というので、ほとんど福島県は、ごみに関して非常に、何か抜け切らないというか、排出しているのが多い。

この辺で、まず、なぜこのように福島県はごみが多く投げられているのか、その辺分析されたか何か、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） 11番鈴木勝久議員のご質問にお答えいたします。

おただしのとおり、福島県はごみ排出量全国ワースト1位ということで、富山県と並ぶ不名誉な報道等がなされているところでございます。

我が西郷村につきましても、残念ながら当村のごみ排出量は、福島県内市町村の平均を僅かに下回るものではございますけれども、決して少ないとは言えない状況でございます。白河地域広域市町村圏整備組合の構成員である近隣の白河市や西白河郡の中におきましても、ごみの排出量は、白河市の次に多いものとなっております。

このため、西郷村におきましては、長年、西郷村資源回収奨励金制度を活用して、行政区やPTA、子ども会やスポーツ少年団などの資源回収を行う団体に対して、奨励金を交付するなどの資源回収の後押しを続けているところでございます。

また、目に見えるごみ減量化を行うため、令和4年度より、生ごみ処理機やコンポストを購入する村民を対象としまして、購入費の補助を行っているところでございます。

直近の令和5年度におきましては、生ごみ処理機のパネル補助としまして14件、コンポスト購入の補助としまして10件を執行しておりまして、毎年の補助件数も順調に推移しているところでございます。

西郷村の第4次振興計画の5か年目標でございますが、令和8年度までに生ごみ処理機及びコンポストの補助の実績目標を100件としているところでございますけれども、現時点では順調に推移しておりまして、達成は十分に見込めるような状況となっ

ているところでございます。

また、おただしの福島県、また西郷村のごみ排出量が比較的多いのはなぜかという部分につきましては、広域市町村圏に属する市町村等ともお話ししているところではございますけれども、明確にこれだというところはございませんが、特に西郷村に目を向けてみますと、核家族世帯の人口増加、また、アパートなどの単身世帯が増加していること、また、過去数年において、新型コロナウイルス感染症の蔓延による巣ごもり需要、食品トレーですとかお弁当などの食べ終わった後のごみなどが増えているのではないかというふうに推定されているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 昔、コンポストというのを、ただで1件ずつ配りましたね。そういう事業は積極的にやっていただいて、意識づけをしていただきたいなと思います。

あと、この資料によりますと、ごみ袋の有料化と無料化があって、西郷村も含めて、有料化したところは比較的少ない、ごみ排出量が。無料化したところが多い。特に福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、この4件が突出して多い。この市がほとんど無料で、大体が1,000グラムを超えている。有料・無料でいうと、有料化されたほうがごみの排出は少ない。それでも西郷村は987グラムですから、結構多いんですね。

ですから、そういう対策に向けて、こんなコンポスト、2,000円か3,000円ぐらいですね、5,000円ぐらいのやつを、7,000件とは言わないまでも、アパート以外のところはなるべくそういうので、要は水分量、調べてみると、生ごみの水切りをちょっと意識するだけで、100グラムは完璧に下がると、ここにも書いておりますので、そういう意識づけのためにも、5,000円は安いと思うんですよね、腐らないし。

だから、意識づけをもっとしていただいて、ごみの排出量を減らしていただく、広報なり、また意識づけをするためにも、そういう方向で、これは真剣に、これが環境問題の取っかかりの一つにもなると思うんですよね。生ごみをなるべく出さない、第5次循環型という、そこを意識づけると、無駄なやつをあまり買わないとか、買ったものを使い切るとか、賞味期限以内に食べるとか、そういう意識づけにもなるので、それがひいていけば、循環型社会をつくっていくということなので、もうちょっと意識づけして、生ごみ、西郷村、これ、一つ言いますと、会津若松は1,098グラムですから、平均より上がっているんですけれども、会津若松市は、生ごみを出さない宣言というか、排出宣言を出していましたので、本気になって会津若松は取り組むと言っています。

西郷村も負けないように意識づけして、福島県で一番少なくなったと言われるようにしていただきたいんですけれども、最後に村長答弁して、終わりにしたいと思います。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 最後ということで、お答えいたします。

ずっと聞いていましたけれども、環境に対する意識づけが本当に必要かと思います。本当に今年、猛暑、昨年7月は記録的な猛暑、本当に酷暑と言われるほどで、台風も増えております。5号、7号、10号、また13号ということで、これはやはり全て、地球温暖化の原因によるものと考えております。

今ほどいい話しされました、意識づけが大切かと思います。地球は一つ、資源も一つでありますので、そういったことを村としても、情報が発信できるものは全て発信しながら、みんなで地球を守る、そういった意識づけをし続けていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） はい、どうも、ぜひ一生懸命頑張ってください。

今、気がついたのは、国連のグテーレス、今の発言で、地球温暖化じゃなくて地球沸騰化の時代だと、本気になって心配しているというか、意識づけを全世界に発していますので、温暖化じゃなくて沸騰化の時代ですから、本当に喫緊の課題で、私たちも頑張っていきたいなと思っておりますので、以上申して一般質問を終わります。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君の一般質問は終わりました。

一般質問の途中でありますが、これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時00分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

次に、通告第9、1番小澤佑太君の一般質問を許します。1番小澤佑太君。

◇ 1 番 小澤佑太君

1. 新型コロナウイルスワクチン接種について
2. 観光行政について

○ 1 番（小澤佑太君） 1 番、参政党の小澤佑太です。

通告に従い一般質問を始めます。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種について伺います。

令和 6 年 1 0 月から、新型コロナウイルス感染症の予防接種が定期接種となり、使用されるワクチンの種類は、不活化ワクチンの一種で組換えたんぱくワクチンと、メッセンジャーRNAワクチンと、自己増幅型メッセンジャーRNAワクチンとかレプリコンワクチンと呼ばれる次世代型メッセンジャーRNAワクチンの 3 種類の中から選択される予定です。

この中で、組換えタンパクワクチンは、従来の技術を用いており、人への健康被害は比較的少ないことが確認されていますが、メッセンジャーRNAワクチンに関しては、令和 3 年にワクチン接種を開始してから、副反応疑い報告数や予防接種健康被害救済制度の認定件数が、過去に類を見ない現状があります。

そして、そのメッセンジャーRNAワクチンのさらなる新技術を使用した自己増幅型メッセンジャーRNAワクチンにおいては、体内でスパイクたんぱく質を生成する設計図となるメッセンジャーRNAが人の体内で増殖し、少量の薬剤で高い中和抗体価が得られるというものです。

今紹介した 3 種類のワクチンの中で、今回の定期接種に使用されるワクチンの種類について、何が使用されるのかを伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） 1 番小澤議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、特例臨時接種が令和 6 年 3 月 3 1 日で終了し、予防接種法の B 類疾病の定期接種に分類され、1 0 月から高齢者等を対象とした接種となります。

そのワクチンの種類についてのご質問ですが、厚生労働省ホームページによりますと、8 月 3 0 日時点の情報として、5 種類のワクチンが提供される見込みであると掲載されております。

まず、ファイザー社のコミナティとモデルナ社のスパイクバックス、こちらは薬事承認済みのメッセンジャーRNAワクチンとなっております。次に、第一三共のダイチロナ、こちらもメッセンジャーRNAワクチンですが、薬事承認中となっております。次に、武田薬品工業のヌバキソビッド、こちらはたんぱく組換えワクチンで、薬事承認中となっております。最後に、Meiji Seika ファルマ社のコスタイベ、こちらはレプリコンワクチンで薬事承認中となっております。

なお、以上が今回使用されるワクチンの種類となりますが、どの医療機関においてどのワクチンが使用されるかについては把握はできません。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君の再質問を許します。1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） ワクチンの種類と何が使用されるかは、現段階では村が把握できていないことは理解しましたので、次の質問に移ります。

次世代型メッセンジャーRNAワクチンについてですが、自己増幅型メッセンジャーRNAワクチンやレプリコンワクチン等、呼び名が複数あるので、以後、レプリコンワクチンで統一します。このレプリコンワクチンは、現段階では薬事申請中のため、まだ使用されるかは分かりませんが、10月までに滑り込みで薬事承認されて、使用される可能性があります。

昨年11月28日に、レプリコンワクチンが世界に先駆けて日本で認可され、以来、日本は世界で唯一の認可国となっています。認可されたレプリコンワクチンは、アメリカのアークトゥルス・セラピューティクス社が開発し、ベトナムでの大規模な治験を経て、製造と販売を日本のMeiji Seika ファルマが行うものです。

日本がレプリコンワクチンを認可してから、約9か月が経過していますが、開発国であるアメリカや大規模治験を実施したベトナムをはじめとする世界各国で、いまだにレプリコンワクチンが認可されていません。海外で未認可であるということは、何かしらの安全上の懸念があるのではないかと疑わざるを得ない状況だと思います。

この安全性が懸念されているレプリコンワクチンについて、村として情報を把握しているか伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

次世代型メッセンジャーRNAワクチンについてのご質問であります。

次世代型メッセンジャーRNAワクチンは、自己増幅型メッセンジャーRNAワクチン、レプリコンワクチンと呼ばれ、メッセンジャーRNAワクチンとは異なり、抗原を発現するだけでなく、細胞内でのRNAを増殖できるため、少量の接種でも抗体価が高く、持続性に優れているとされています。

先ほどの質問において、Meiji Seika ファルマ社のコスタイベが供給予定であると申し上げましたが、こちらが次世代型メッセンジャーRNAワクチンとなっております。

なお、当該ワクチンは、昨年11月に一度薬事承認を取得しており、先ほど申し上げた薬事承認申請中と申しましたのは、2024年から2025年シーズンの流行株に係る一部変更承認の申請となります。

国内企業が開発したワクチンになりまして、現時点では日本においてのみ承認されたワクチンになりますが、海外において行われた大規模治験等により有効性・安全性が確認され、薬事承認が行われたものであると認識しております。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） 大規模治験により有効性・安全性が確認され、薬事承認が行われているという認識であると理解しました。

もちろん国がやることですから、当然リスクはあっても、安全性は担保していると

心から願いたいことではありますが、現在の状況を鑑みると、本当に信じていいものなのか、不安しかないというのが私の意見です。

次の質問に移ります。

ワクチン接種リスクの情報提供についてですが、我が村における今回対象となる65歳以上のコロナワクチン接種回数7回目を打っている人数は、今年の5月時点で2,775人、接種率52.3%と、半分以上の方が7回もコロナワクチンを接種しています。このソースは、西郷村のホームページに掲載されています。

この流れでいくと、今回も、コロナワクチン接種をする方が大勢いるのかなと思います。もちろん、打つ打たないは個人の判断ですが、7回も接種した国は日本くらいなので、そういった情報も本当は周知すべきだと思います。

特に高齢者の方は、どうしても情報弱者になってしまう傾向にありますので、村としてもワクチン接種リスクの情報提供を対象の方に十分にしていきたいと思いますが、今後の情報提供について伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

今回、予防接種法上の位置づけが変わり、今後のコロナウイルスワクチン接種につきましては、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的とする任意接種となります。接種を受けようとする方が、ワクチンの効果と副反応のリスクをよく理解した上で判断できるよう、周知チラシやホームページ等における広報等、適切な情報提供に努めてまいります。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 適切な情報提供に努めますということで理解しました。

もちろん、ワクチン関係の情報提供は、非常に難しいのは重々承知しております。やはり村としても、絶対大丈夫という安心な情報や根拠はないと思いますが、今現在知り得ている情報に関しては、住民としっかり共有していただきたいと思います。

今後は、インフルエンザワクチンをはじめ、ほとんどのワクチンにレプリコンワクチンの混合が決定しているとの情報もありますので、ワクチン接種の際には、どのワクチンを自分が接種するのか、十分確認していただきたいと思います。

そして、レプリコンワクチンは、コストイベと表示されている場合もあります。医療行為を受ける前に、医師や看護師から十分な説明を受け、内容を理解した上で同意するプロセスをインフォームドコンセントといいます。コロナワクチンに限らずワクチン接種者は、しっかりとインフォームドコンセントを実施した上で、ワクチン接種をしていただきたいと思います。

村長はよく、村民の生命と財産を守るとおっしゃっていますが、ワクチン接種は、よくも悪くも命に関わる案件ですので、村長にもこういったワクチン接種に関わる情報提供に関して力を入れていただきたいと思いますが、どうお考えか、村長に伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 小澤議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種は任意であり、強制ではありません。先ほど担当課長も申し上げましたが、あくまでもご本人が希望する場合に接種を行っていただく形となります。予防接種による効果と副反応のリスクの双方について理解をしていただいた上で、自らの意思で接種の判断をしていただきたいと考えておりますし、そのための情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） 情報発信を徹底できるよう努めたいとのことですので、ぜひよろしくお願いします。

また、副反応による健康被害が発生した際は、予防接種健康被害救済制度を活用して、申請手続等の対応をしっかりと実施していただきたいと要望して、次の質問に移ります。

観光行政についてですが、まずニシゴースの運用状況についてで、この質問の意図ですが、キャラクターのブランディング戦略において成功した事例として、熊本県のくまモンがいます。くまモンの累計経済効果は、くまモン関連の商品販売、観光誘致、プロモーション活動を含めると、くまモンが誕生した2010年からの累計経済効果は、2020年までの10年間で約1兆4,800億円と報告されています。

自治体のキャラクターという点においては、同じ土俵にいるニシゴースですが、現在のニシゴースの運用状況について伺います。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 1 番小澤佑太議員の一般質問にお答えいたします。

村のイメージキャラクター、ニシゴースは、観光振興・地域振興の目的で、各種イベントなどへの参加、村や製品のPR活動、村ホームページやSNSでの情報発信、PR用のノベルティーといった外部に向けたプロモーションに活用しております。また、他自治体や企業等にも貸し出し、地域密着型の愛されるご当地キャラクターとして、地域振興に寄与する形で運用しております。

なお、令和5年度においてニシゴースが参加したイベントは、40件でございました。観光イベントでの使用が最も多く、小学校の運動会、保育園の夕涼み会などにも参加しているところでございます。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） 令和5年度のイベント参加数は40件ということなので、土日を1回として換算していくと、月4回、年48回の稼働ができると考えると、48分の40なので、回転率でいうと約8割と、かなり高回転しているほうだと思います。

ただ、目的としては、地域振興に寄与する運用とのこと、これからはキャラクターのブランディングといった方向性も、担当課としては検討していただきたいと思います。というのも、TBSのバラエティー番組「水曜日のダウンタウン」という番組で、2023年2月1日放送の「熊本県ならどの家庭にもくまモン1匹はいる説」という企画で、一般家庭の家に突然訪問して、くまモン関連のグッズがあるかどうかという

検証ロケなんですけれども、どの家庭に行っても、何かしらのくまモングッズがありました。それがチラシだったり、ミネラルウォーターだったり、焼き肉のたれだったり、これほどまでに家庭の中に浸透していると、本当にふだんの生活において、見ない日はないんじゃないかというレベルで、潜在意識にすり込まれていると思うんです。

これで何が言いたいかというと、例えば普通のデザインの商品と、その普通のデザインにキャラクターがプラスされた商品が同じ価格帯で並んでいたら、それはキャラクターが入っているほうを選びますよねということで、例えばニシゴースを、そこまでの付加価値がつくくらいの、それこそくまモンに相当するくらいのキャラクターに育てることができた場合、西郷村のプロモーションは自動化できますし、それこそ、まるごと西郷館でしか買えない限定グッズがあれば集客ができますし、オンラインでいえば、ふるさと納税の返礼品にも活用できます。もう少し解像度を上げてみると、移住・定住促進やインバウンド客へのプロモーションなんかに、幅広く役立つと思います。

もちろん、最初はニシゴースを育てる育成期間が必要で、これは村が、多少導入コストがかかってしまう必要がありますが、ある程度軌道に乗ってしまえば、あとは独り歩きしてくれて、導入コストもペイできると思います。

ニシゴース自体は、商品化する際に、担当課にデザイン等の確認をすれば、そのほかはほぼライセンスフリーということですが、生産者の方や商品開発をする企業が使用する際にメリットがないと、使用率も上がりませんので、まずはニシゴースを村全体で育てて、ニシゴース自体に付加価値をつけていく必要があると思いますが、今後、そういったプロモーション活動をされるご予定はあるか伺います。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 質問にお答えいたします。

ニシゴースのような、いわゆるゆるキャラでございますが、2010年頃から、奈良県のせんとくんをはじめ、彦根市のひこにゃん、熊本県のくまモンといったキャラクターがメディアに露出し、シティプロモーションの一翼を担ってきました。全盛期の2015年には、1,700を超える自治体にゆるキャラが誕生し、全国規模のゆるキャラグランプリといったイベントも開催されておりました。

一方で、2016年頃からは、過熱したゆるキャラブームが、本来の目的をはき違える事例もあり、2020年には、1,727体もの参加があったゆるキャラグランプリも終了し、かつてのブームは衰退しております。

村のキャラクター、ニシゴースは、2015年に村のシンボルとして、広報やイベント等を通じ、村の魅力を村内外へ発信する目的として誕生しております。村としては、かつてのゆるキャラブームは過ぎ去ったものの、村のPRには非常に効果的であるため、さらに経済効果や地域活性化にもつながるものと考えております。

そのため、村内外の企業や団体等にも積極的に活用いただき、オリジナルグッズの製作や販売などで収益につながるようなニシゴースの利活用方法等について周知を図

って、活用してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） 活用していきたいとのことですが、村へ経済効果をもたらすような看板娘みたいなキャラクターに育てていただきたいと思います。

ニシゴースは、くまモンみたいにはならないでしょうと思う方もいらっしゃるかもしれませんが、近隣市町村のキャラクターを横一列に並ばせたら、圧倒的にニシゴースが勝っているとは思っているのです、いっどこで何がバズるか分からないこの時代なら、まだまだ勝算はあると思いますので、ゆるキャラブームが過ぎ去った今だからこそ、ぜひ力を注いでいただきたいと思います。

最後に、ニシゴースは2015年生まれということなので、来年は10周年を迎えることになりますが、何かイベントや企画を計画しているか、村長に伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

来年でニシゴース誕生10周年を迎えるということで、何か考えがあるかということでございますけれども、生誕10周年ということのを記念して、ニシゴースを特別表彰することや、ニシゴースに住民票の発行、あるいは記念グッズ等を考えて、PRしていきたいと考えております。

これまで10年にわたり、西郷村のシンボルとして活躍してきたニシゴースが、これからもより多くの皆様に親しまれ、長く愛されるキャラクターであるように、積極的な活用を推進してまいりたいと思っております。

今年も、ニシゴースへ暑中見舞いを送ろうコンテスト、村内の小学校5校ありますけれども、4年生186名の方から暑中見舞いをいただきました。夏の絵、スイカあるいはかき氷、うちわ、本当に色鮮やかに絵と、そして心の籠もった挨拶文がありました。今、情報が発達して、メール等が活躍しておりますけれども、手紙を書く文化、相手を思って考える力の醸成につながると思っております。こういうことも含め、村全体でニシゴースを育てていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） 村全体でニシゴースを育てていきたいという答弁なので、イベントも企画しているとのことなので、まずはそのイベントまでに、ある程度、ニシゴースを今以上に育てていく必要もあると思いますので、まずは育成という部分に力を入れていただきたいと強く要望して、次の質問に移ります。

インバウンド観光についてですが、令和6年1月より、福島空港から台湾の定期チャーター便が開始されました。火曜日と金曜日の週2便往復しており、定期的な観光客が県内へと来ています。

私も7月に、実際に福島空港発の台湾便へ乗って、現地へ視察に行ってきました。台湾便の搭乗客は、行きも帰りも9割くらい台湾人でして、今年4月の台湾便客数は2,000人を超えており、村としても、この機を見逃すわけにはいかないと思いますが、村内に来る台湾からの観光客を把握しているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） 1 番小澤議員の一般質問にお答えいたします。

台湾からの観光客を把握しているのかということでございますけれども、村におきましては、観光客入り込み数の調査を月ごとにしておりまして、その調査資料から外国人旅行者数を確認することができます。

しかしながら、外国人旅行者数の実数はほとんど確認できないことから、あまり来ていないというような形でありますけれども、もし来村したといたしましても、数字としては確認できない形での来村、例えば飲食店や小売店などに立ち寄ったものが主になるんじゃないかということで、推測はされるところでございます。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） 現状では、外国人観光客数は把握できていないとのことで理解しましたが、2023 年、県内を訪れた外国人の延べ宿泊数は17 万9,180 人と、過去最多となったそうです。

この流れを見ると、台湾定期便に限らず、2024 年も相当な数の外国人観光客が見込めると思いますが、台湾便観光客も含めて、そういった方々を西郷村へ呼び込むようなプロモーション活動を実施しているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、西郷村で実施しているインバウンドへの取組ということでございますけれども、先ほどご説明したような状況でございますので、数字としてはほとんど確認できていませんが、まず認知度を向上させる取組、またツアー行程への組込みなどを、主な事業として取り組んでいるところでございます。

具体的に申し上げますと、今年度実施した取組といたしましては、県が実施している台湾のインフルエンサーモニターツアーに同行し、村の広報活動を行ってまいりました。

また、県の観光交流課のインバウンド担当者を村にお呼びいたしまして、村の主要な観光施設を案内し、PR することで、今後の旅行商品の造成に組み込んでもらうという活動、また、広域で組織する県南観光推進協議会といたしまして、来県された観光客及び台湾現地で実施する観光PR などに、繁体語、中国語の繁体字版のパンフレットを作成し配布するなどをしているところでございます。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） 誘客に向けた活動をされていることは理解しましたが、今後は、さらに一步踏み込んだ活動をする必要があると思います。

台湾からの観光客を西郷村に呼んで観光コンテンツを探るモニターツアーや、村長や担当課職員が現地に訪問して、旅行会社等への営業活動も必要だと思います。台湾は昔、日本の統治下にあってただけであり、物すごく親日できて、シンパシーを感じる部分もありますので、日本の伝統文化や食、我が村でいうと、温泉やラーメンは誘客に活用できるのではないかと思います。

今はSNSで、現地の方とも意見交換や情報収集も可能ですし、現に私も、同世代の現地の方とLINEで連絡を取り合っています。私も実際に台湾便に乗ってみて、観光客の雰囲気や動向などを直接見るのがとても重要だなと感じています。

そこで、村長に伺いますが、今後そのような活動を行っていく考えがあるのか、再度伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 答えいたします。

台湾からの誘客を図るためのモニターツアーや、現地での営業活動を実施する考えがあるかということでもありますけれども、人口が1名減少すると、経済への影響はマイナス180万円だそうです。

国内旅行者の旅行消費額は約6万円、外国人旅行者は約20万円と言われております。村としても、人口減少が見込まれる将来、観光業はその減少を補う重要な柱であります。特に外国から訪れるインバウンド観光客の増加は、村の活性化につながると考えております。

今後は、西郷村だけでなく、今は点でありますけれども、線と面での考えから、観光客が大勢訪れる近隣の市町村と広域で連携しながら、西郷村を楽しんでいただけるような様々な施策を行ってまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 近隣市町村と広域で連帯しながらということですが、まずはインバウンド客を取りこぼさぬように取り組んでいただきたいと思います。

また、福島県では、令和8年度に大型観光企画ふくしまデスティネーションキャンペーンが開催されることも決定しており、今後の観光に対して力を入れていくと思いますので、ぜひ我が村としても、その流れに後れることのないよう、住民が経済効果を感じられるようなレベルで対応していただきたいと思います。

最後になりますが、私が7月に台湾に行った際に、台風3号と一緒に上陸してしましまして、大きな台風だったのですが、台湾も結構被害が出ていました。その際に、テレビでニュースを見ていると、防災にもかなり力を入れているのが分かるレベルでして、こういったところも、我が西郷村は台湾から学べるものがたくさんあるのではないかと思いますので、ぜひ村長には、台湾との国際交流も視野に入れていただきたいと思います要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（真船正晃君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、9月13日は定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後1時32分）

